

酒々井町オープンデータの推進に関するガイドライン

令和2年9月14日制定

本ガイドラインは、国が平成25年6月に閣議決定した「世界最先端IT国家創造宣言」や平成28年12月14日に施行された「官民データ活用推進基本法」を踏まえ、酒々井町（以下、「本町」という。）におけるオープンデータの取組みを推進する上での基本的な考え方及び運用基準等を示すものである。

第1章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1 オープンデータの定義

オープンデータとは、「機械判読に適した形式」で、「二次利用が可能な利用ルール」で公開するデータのことである。

2 オープンデータの目的

(1) 町政の透明性・信頼性の向上

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービスを通じて、本町の施策等について分析・評価をすることが可能になり、町政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

(2) 町民生活における利便性の向上及び協働の推進

オープンデータを活用することにより、町民が生活に身近な情報を得ることが可能となり、利便性向上が図られる。また、オープンデータを通じて、町民が行政に関心を持ち、町政への参画意識が高まることで、地域経済の活性化や協働の促進につなげていく。

(3) 町政における業務の効率化

庁内においては、データを一元化することで、各部署内で情報共有がしやすくなる。また、データ加工作業が簡易的になり、業務効率の向上が期待できる。

第2章 オープンデータの運用基準

1 公開対象とするデータ範囲

オープンデータの目的を達成するうえで有効かつ公開可能な公的データについて、オープンデータ化する。

2 個人情報等について

公開データには、個人情報や法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は、含めない。

3 データ形式

特定のアプリケーションに依存しない、機械判読及び二次利用に適したデータ形式

で公開するように努める。

4 二次利用に関するルール

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めるものとする。データの二次利用については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CC-BY) を使用する。その中でも、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (CC-BY 4.0)」による公開を原則とする。

5 第三者の著作物が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に第三者の著作物が含まれている場合は、オープンデータとして公開することの可否及び範囲並びに利用条件等の取扱いについて、当該第三者と協議の上、決定する。

当該協議に当たっては、オープンデータ推進の意義に鑑み、当該著作物についても可能な限りオープンデータとして公開できるよう努める。

第3章 オープンデータの推進に向けて

オープンデータを利用することで、地域に即した新たなサービスを、迅速に提供することが可能となる。利用ニーズや活用事例を検討し、町政のあらゆる分野でのデータ公開が促進されるよう、取り組んでいく。